

平成23年川俣町議会第2回臨時会会議録

平成23年川俣町議会第2回臨時会は、1月27日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 嶋原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君
監査委員	齋藤庸夫君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

議案第 2 号 福島地方広域行政事務組合理約の変更について

議案第 3 号 福島地方広域行政事務組合の解散について

議案第 4 号 福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、ただいまより、平成23年第2回川俣町議会臨時会を開会いたします。

会議を始める前に申し上げます。

本来ですと、議場でのマスクの着用は認めておりませんが、本日は風邪がはやっておりますので、本日は特別に認めることにいたします。

（午後3時45分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において1番議員 高橋道弘君、2番議員 高橋真一郎君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 本日、ここに、平成23年、第2回川俣町議会、臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には大変お忙しいなか、ご参集を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

また、今月20日の第1回臨時会終了後の間もない時期に臨時会を開催させていただきますことに重ねて御礼申し上げます。

今回提案いたします議案第2号から第4号までは、「福島地方広域行政事務組合」を解散することの協議に関する議案でございます。福島地方行政事務組合の事務事業の見直しにつきましては、これまで、国の広域圏策定要綱に基づき、歴史的風土及び経済圏、生活圏を同じくする福島市と旧伊達郡の9町が、ともに均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、昭和47年度以降、今年度まで第四次にわたる福島地方広域市町村圏計画を策定してきました。

この計画は、昭和40年代前半の高度経済成長の中で、モータリゼーションや日常生活圏域の広域化を背景とし、都市及び周辺農山村地域を一体とした地域の振興整備を進めるものでありましたが、近年の社会経済構造の変化とともに、人口の減少と少子高齢化の進行、広域行政圏を取り巻く状況は、圏域ごとに異なる様相を呈していることなど、都道府県知事が圏域を設定し行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものと考えられることにより、国の「広域行政圏計画策

定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」が、平成21年3月31日をもって廃止されました。

このことを受け、福島地方広域市町村圏計画は、最終年度の平成22年度で終了することとし、福島市、伊達市、国見町、桑折町、川俣町を構成市町とする福島地方広域行政事務組合では、組合が行う共同処理事務全般について諸課題を整理するとともに、組合設立時からの社会経済情勢の変化を踏まえ、従来からの広域連携、組合組織のあり方について協議を重ねてきた結果、組合の設立当初の役割は終了したものとの判断となったことにより、今般、地方自治法の規定に基づきまして、「福島地方広域行政事務組合」を解散することの協議に関する議案の提出に至ったところでございます。

組合の解散に伴い、組合が共同処理する事務の一つであります「養護老人ホームの運営」に関しましては、公募により、社会福祉法人へ運営移譲することといたしておりますが、川俣光風園につきましては、公募の結果その移譲先を公的医療機関でもあります、社会福祉法人恩賜財団 済生会支部福島県済生会とし、昨年12月2日、福島地方広域行政事務組合との間において、養護老人ホーム「川俣光風園」の運営移譲に関する協定が締結されました。このことにより、済生会においては、職員採用などに関する事務が進められ、職員については、昨年末の段階で希望者全員の採用が内定しております。

川俣光風園の受託法人への移譲後につきましては、県において法人・施設の適正な運営の確保を目的とした「社会福祉法人及び社会福祉施設運営指導・監査方針」に基づき、法人の管理運営体制の確立、適正な会計処理、適切な入所者処遇の確保、適切な職員処遇の確保などについて定期的な指導監査が行われることとなっております。

昨年、11月26日付で、本町議会より、地方自治法第99条の規定によります「川俣光風園の運営移譲に関する意見書」について、福島地方広域行政事務組合管理者あて提出されております。この意見書につきましては、議会の総意として、町としたしましても大変重く受け止めておりますとともに、これまでの本町議会における意見等を踏まえまして、広域行政事務組合の中で種々協議を進めてまいりました。

川俣光風園は、意見書にもございましたように、昭和27年に町立光風園として開園してから、行政の広域化を踏まえ、福島地方養護老人ホーム組合に移管後、昭和53年に現在地に移転改築され、昭和27年の開園以来、来年には60年を迎えようとしており、これまで、県北地域の多くの高齢者の方々に対する福祉サービスの提供を担ってきているところでございます。

超高齢化社会を迎えた今、養護老人ホームの役割は大変重要であると考えております。町といたしましては、養護老人ホームの役割や本町議会における意見等を踏まえながら、運営移譲後におきましても、組合の構成市町であります、2市3町におきまして、川俣光風園、桑折緑風園に対し、責任をもった対応を継続することにより、安定した養護サービスを確保することを明確にするために、これまで示されておりました、福島地方行政課題検討連絡調整会議の骨子の中の目的に、川俣光風園、桑折緑風

園に関することを明記するとともに、会議招集にあたっては、川俣光風園、桑折緑風園の立地町の長から、移譲後の施設の諸課題について協議の求めがあった場合は、会議を招集することが明記されたところでございます。これによりまして、今後とも2市3町が責任を持って移譲後の光風園運営のあり方について対応していくことが確認されているところでございます。また、施設は、大規模改修により、瑕疵のない状態で移譲することとなっておりますので、修繕箇所につきましては、建築基準法に基づく建築物及び建築設備の定期報告審査結果、専門家の目視、及び耐震診断の結果により、必要な修繕を行うこととされておりました。

外壁等の補修工事に当たりましては、建物本体の耐久性の向上が図られるよう、壁面調査に基づき、その状態に基づき的確な対応を行うことを確認しております。

また、空調設備工事につきましては、当初の改修工事に含まれていないため、本町議会における意見等を踏まえ、町といたしましても、広域行政事務組合に対し、エアコンの設置について強い働きかけを行い、受託法人との調整の結果といたしまして、共用部分であります食堂、厨房に設置することについて確認いたしました。

以上、これらの内容につきましては、広域行政事務組合で直接、各構成市町の長より内諾が得られておりますので、正副管理者会の開催により承認をいただき、組合議会全員協議会におきまして報告されることとなっております。

また、川俣光風園の既存納品業者との取引の継続につきましても、受託法人であります済生会川俣病院に対し、既存納品業者との取引の継続につきまして、従前どおりの取引の継続を確認しているところでございます。

したがいまして、運営移譲後におきましても、入所者の方々の不安を解消し、将来にわたる安定した養護サービスの確保にも十分につながるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、提出議案の要旨について説明を申し上げます。

議案第2号「福島地方広域行政事務組合規約の変更について」は、同組合の解散に伴う事務の承継団体を「福島市」とするため、組合規約を変更することについての協議に関して、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第3号は、議案第2号と同様に、「福島地方広域行政事務組合」を解散することの協議に関して、地方自治法第288条及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号は、議案第3号と同様に「福島地方広域行政事務組合」の解散に伴う財産処分の協議に関して、地方自治法第289条及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提出議案の要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案要旨の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第４，議案第２号「福島地方広域行政事務組合規約の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第２号、福島地方広域行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、福島地方広域行政事務組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し異議がない旨、議会の議決を求める。

平成２３年１月２７日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

組合の解散に伴う事務の承継団体を福島市とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

次のページをご覧くださいと思います。

別紙

福島地方広域行政事務組合規約の一部を改正する規約

福島地方広域行政事務組合規約（平成６年福島県指令市町村第５５５号）の一部を次のように改正する。

第１６条を第１７条とする。

第６章を第７章とし、第５章の次に次の１章を加える。

第６章 規約による特別の定め

（規約による特別の定め）

第１６条 組合の解散に伴い生じる事務は、福島市が承継する。

附 則

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

それでは、ご説明を申し上げます。

議案第２号は、福島地方広域行政事務組合を解散することに伴う事務の承継団体を福島市とするための規約の変更・協議に関する議案でございます。これまで組合解散後においても川俣光風園、また、桑折緑風園に対し、構成市町の責任を持った対応の継続による安定した養護サービスの確保が求められておりました。こうした検討を踏まえまして、広域行政事務組合の中で種々協議を進めてまいったところでございます。川俣光風園の歴史と果たしております重要な役割、また、超高齢化社会を迎えた中における養護老人ホームの役割を改めて認識する中から、町といたしましては、運営移譲後におきましても組合の構成市町であります２市３町おきまして川俣光風園、桑折緑風園に対し責任を持った対応を継続することにより、安定した養護サービスを確保することを明確にするために、これまで示されておりました福島地方広域行政課題検討連絡調整会議の骨子の中の目的に川俣光風園、桑折緑風園に関することを明記するとともに、会議招集に当たりましては、川俣光風園、桑

折緑風園の立地町の長から施設の諸課題についての協議の求めがあった場合は、会議を招集することが広域行政事務組合と構成市町の長との間において確認がされ、明記をされたところでございます。今後におきましては、今後開催されます運営幹事会や正副管理者会議におきまして改めて確認・決定を行うとともに、要綱の整備に向けた協議を行うこととなっております。

それでは、別紙で配付をいたしました福島地方広域行政事務組合同規約新旧対照表の２ページ目の上段、改正後の第６章第１６条、第１７条と改正前の第６章第１６条をご覧くださいと思います。

福島地方広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継団体について規定することにつきまして、第１６条を第１７条とし、また、第６章の補則を第７章とし、第５章のふるさと市町村圏基金の次に、第６章といたしまして規約による特別の定めを加え、また、第１６条の委任見出しを規約による特別の定めとし、組合の解散に伴い生じる事務は、福島市が承継するを加えております。

次に、３ページの上段、改正後の附則、施行期日をご覧くださいと思います。附則第１項の施行期日につきましては、この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行するとしてございます。

なお、組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第２８６条第１項及び同法第２９０条の規定に基づき関係地方公共団体の議会の議決を経て行う協議により定め、知事の許可を得なければならないため、議会の議決を求めるものでございます。以上で説明といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

遠藤宗弘君。

○１４番（遠藤宗弘君） この議案は、規約改正だけなんですけど、組合を解散するために規約を改正するという事で提案されているわけです。しかし、当議会は１１月２６日に光風園の運営譲渡に関する意見書を議会の満場一致で決議をして広域組合の方に提出しているわけですね。その中身というのは、現在のニーズに対応できない施設になっているから改築が必要だということで当議会は決議しているわけです。町長は再三にわたって意見書は重視すると言っているんですが、この提案の内容からすれば協議に異論がない旨議会に議決を求める。議会の最高決議機関が決めたことを全く受け止めないような提案、いわゆる解散を先走った提案というものには私は反対せざるを得ない、意見書の提案書の１人として容認することはできませんので反対いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから議案第２号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 ８名)

○議長（佐藤喜三郎君） 着席願います。起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第５，議案第３号「福島地方広域行政事務組合の解散について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第３号、福島地方広域行政事務組合の解散について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定により、別紙のとおり福島地方広域行政事務組合を解散することの協議に関し異議がない旨、議会の議決を求める。

平成２３年１月２７日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

福島地方広域行政事務組合を解散することに伴い、議決を求めるものである。

次に別紙をご覧ください。

福島地方広域行政事務組合の解散に関する協議書

福島地方広域行政事務組合を解散することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

福島地方広域行政事務組合については、平成２３年３月３１日をもって解散する。

平成 年 月 日

福島市長 瀬戸孝則

伊達市長 仁志田昇司

桑折町長 高橋宣博

国見町長 佐藤力

川俣町長 古川道郎

それでは、ご説明を申し上げます。

福島地方広域行政事務組合は、歴史的風土、経済圏及び生活圏を同じくする福島市と伊達郡の桑折町、国見町、旧梁川町、旧保原町、旧霊山町、旧月舘町、川俣町、旧飯野町の１市９町がともに均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、福島地方広域市町村圏協議会を承継する形で、平成６年１１月に設立をされました。また、平成１１年４月には、福島地方広域市町村圏養護老人ホーム組合を統合し、広域行政事務の一層の効率化を図るとともに、広域行政の推進を図るために、拠点都市地

域基本計画の策定、当該計画にかかる事務事業の実施、国、県、関係機関への要望等を行ってきたところでございます。しかしながら、社会情勢の変化や市町村合併の進展により、広域行政権施策は当初の役割を終えたものとされ、国の広域行政圏計画策定要綱が、平成21年3月31日をもって廃止をされました。国の施策としての位置づけは終了するため、今後の広域連携については、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によるものとされました。このことを踏まえまして、平成21年3月より協議を開始いたしまして、種々検討を重ねた結果、組合の正副管理者会におきまして、平成22年度末の組解散決定してきたところでございます。なお、一部事務組合を解散しようとするときは、地方自治法第288条及び同法第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経てする協議により、知事に届出をしなければならないため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 私は、本案に反対する立場で討論に参加をさせていただきます。

先ほど、古川町長自らの提案要旨の説明にありまして、国の施策は終了した。しかし、福島地方の広域行政はこれからも必要であるということは、町長自らが提案要旨で認めているわけでありまして、したがって、国の施策が終了したからイコール福島地方広域行政事務組合の役割が、その責任がなくなったということではない。ますますこれから必要になってくるものだろうと思います。そのためには、やはり広域行政事務組合を解散をしないで、期待をされている養護サービス等も広域行政事務組合が責任を持って改築をした上で全面移転をする。そういった形がいちばん望ましいことであると思いますので、町長自らが述べていることが正に矛盾そのものであるから、私は、本組合の解散には反対するものであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 8名）

○議長（佐藤喜三郎君） 着席願います。起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6、議案第4号「福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第４号、福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり定めることの協議に関し異議がない旨、議会の議決を求める。

平成２３年１月２７日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について、議決を求めるものである。

次に別紙をご覧くださいと思います。

福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

１ 関係市町に帰属せしめる財産

(1)福島地方拠点都市地域ふるさと市町村圏基金及び同基金の運用益は、福島県からの補助額を除き、福島地方広域行政事務組合規約第１５条第４項の規定により関係市町からの出資金に相当する額は当該市町に帰属するものとし、同基金運用益については関係市町からの出資割合に応じて関係市町に帰属させる。

(2)桑折緑風園及び関係介護保険事業の用に供する土地は、桑折町に帰属させる。

(3)川俣光風園及び関係介護保険事業の用に供する土地は、川俣町に帰属させる。

(4)地域振興課所管公用自動車（１台）は、福島市に帰属させる。

２ 養護老人ホーム運営移譲先法人に無償譲渡する財産

(1)桑折緑風園及び関係介護保険事業の用に供する建物及び物品は、運営移譲先法人である平成２３年２月設立予定の社会福祉法人緑風福社会（仮称）に無償譲渡する。

(2)川俣光風園及び関係介護保険事業の用に供する建物及び物品は、運営移譲先法人である社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会に無償譲渡する。

３ 前２項に掲げるもの以外のすべての財産は、福島市に承継する。

平成 年 月 日

福島市長 瀬戸孝則

伊達市長 仁志田昇司

桑折町長 高橋宣博

国見町長 佐藤力

川俣町長 古川道郎

続きまして、議案第４号の参考資料に基づきましてご説明を申し上げたいと思い

ますので、ご準備願います。

参考資料の中ほどから申し上げたいと思います。中ほどに1としまして、関係市町に帰属せしめる財産という項目がございますが、その下の(1)、福島地方拠点都市地域ふるさと市町村圏基金及び同基金の運用益、福島県からの補助額を除き福島地方広域行政事務組合同規約第15条第4項の規定に基づき、関係市町からの出資金に相当する額は、当該市町に帰属するものとし、同基金運用益については、関係市町からの出資割合に応じて関係市町に帰属させる。

次の下の表につきましては、市町村、出資金、比率、運用益、計の順に申し上げます。福島市15億6,240万円、0.701、3,112万5,000円。伊達市4億1,160万円、0.185、819万9,000円、4億1,979万9,000円、桑折町8,120万円、0.036、161万8,000円、8,281万8,000円。国見町6,440万円、0.029、128万3,000円、6,568万3,000円。川俣町1億920万円、0.049、217万5,000円、1億1,137万5,000円。計22億2,880万円。出資率は1、4,440万円、22億7,320万円、県補助金1億5,920万円、出資金プラス県補助金23億8,800万円。

(2)、桑折緑風園及び関係介護保険事業の用に供する土地 桑折町に帰属させる。
所在地 伊達郡桑折町大字北半田字峯47番ほか。面積 1万1,828.84平方メートル。取得年月日 昭和49年6月17日。取得価格 4,963万3,163円。

(3)、川俣光風園及び関係介護保険事業の用に供する土地 川俣町に帰属させる。

次のページをお開きください。所在地 伊達郡川俣町字上桜23番1ほか。面積1万6,759.79平方メートル。取得年月日 昭和53年10月31日、昭和54年3月31日、昭和57年2月15日。取得価格 1億3,374万5,969円。

(4)、地域振興課所管 公用自動車、福島市に帰属させる。資産名 自動車、数量1台、取得年月日 平成12年5月11日、所得価格 159万6,000円、備考三菱「リベロ」

2、養護老人ホーム運営移譲先法人に無償譲渡する財産 (1)、桑折緑風園及び関係介護保険事業の用に供する建物及び物品 運営移譲先法人である平成23年2月設立予定の社会福祉法人緑風福祉会（仮称）に無償譲渡する。建物、名称、用途、建築年、所在、構造面積の順に読み上げます。養護老人ホーム桑折緑風園、養護老人ホーム入所定員100名、昭和50年（厨房増築 昭和53年）（電話室 増築昭和63年）、伊達郡桑折町大字北半田字峯47番。鉄筋コンクリート平屋建2251.5平方メートル。養護老人ホーム桑折緑風園、養護老人ホーム温室、昭和53年、同上、鉄骨造ガラス張平屋建、9.12平方メートル。養護老人ホーム桑折緑風園、養護老人ホーム物置、平成16年、同上、鉄骨造平屋建、63.18平方メートル。緑風園訪問介護事業所、介護事業事務所、平成2年、同上、木造平屋建、62.1平方メートル。

主な物品（取得価格１００万円以上のもの）資産名、数量、取得年月日、取得価格、備考の順に読み上げます。自動車１台、平成１０年７月９日、３１８万１,７３０円、トヨタ「ハイエース」。自動車１台、平成１１年９月２６日、１７５万３,５００円、日産「プレサージュ」。食器洗浄機１台、平成１２年６月２６日、１３６万５,０００円。生ゴミ処理機１台、平成１４年４月１７日、１６９万５００円。

(2)、川俣光風園及び関係介護保険事業のように供する建物及び物品。

運営移譲先法人である社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会に無償譲渡する。建物、名称、用途、建築年、所在、構造面積の順に読み上げます。

養護法人ホーム川俣光風園、養護老人ホーム（入所定員７５名）介護事業事務所、昭和５３年、伊達郡川俣町字上桜２３番地１、鉄筋コンクリート平屋建２,１４５．３平方メートル。養護老人ホーム光風園、養護老人ホーム物置、昭和５６年、同上、木造長尺カラー鉄板葺平屋建１９．８平方メートル。次のページをご覧ください。養護老人ホーム川俣光風園、養護老人ホーム物置、昭和５６年、同上、木造長尺カラー鉄板葺平屋建１９．４平方メートル。主な物品、取得価格１００万円以上のものがございます。資産名、数量、取得年月日、取得価格、備考の順に読み上げます。自動車１台、平成７年１０月９日、１６４万８,０００円、三菱「リベロ」。自動車１台、平成８年５月１６日、２２６万６,０００円、トヨタ「エスティマ」。自動車１台、平成１５年８月８日、２１４万８,２４０円、三菱「タウンボックス」。食器洗浄機１台、平成３年６月１９日、１,３１３,１２５円。コンベクションオープン１台、平成６年１０月３１日、１８４万８,８５０円。緊急呼出システム１台、１８９万円。公衆電話ボックス１台、平成１９年３月２７日、１２８万１,０００円。

３．前２項に掲げるものの以外のすべての財産

福島市に承継する。

なお、事務承継後の引継ぎ予算にかかる決算上預金の処分については、関係市町間の協議によるものとされております

なお、ここにごきますすべての財産と申しますものの中の主なものにつきましたは、現在、組合の事務室内で使用されております什器備品でございまして、事務用机やら、書庫、応接セットなどでございます。

以上で説明いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

黒沢敏雄君。

○１０番（黒沢敏雄君） 確認のために質問いたします。

まず、一つ目は、大規模改修であります。我が議会における意見等を取り入れたと、とありますが、それに間違いはございませんか。

また、光風園の既存納品業者との取引の継続についても、これも間違いはないか。

三つ目は、雇用の問題であります。今、４０名余の正・臨時・パート職員の皆さんが働いておるわけですが、運営上に関してその人たちの雇用は間違いなく進んでおるのか、その３点についてお聞きいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 10番 黒沢敏雄議員の質問に答弁をいたします。

第1点目の大規模改修について、議会の意見を取り入れたのかという意見でございますが、これについては議会から指摘をしておりますこの改修については、それぞれ取り入れていただきまして、いわゆる改修に当たっての強度を増す工事についてしっかりと設計を組んでやるということでの確認をいただいております。

また、次に、引き続き納入業者については、これについても引き続き納入業者については、従前どおり取引を継続していくという確認をしていただいたところでございます。

また、雇用につきましては、再雇用については全員が再雇用、1名だけが自己都合で勤められませんけども、その他につきましては、全員再雇用の確認をいたしているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） いわゆる議案第2号なり議案第3号は、原案どおり承認されたということでございまして、これら財産処分の前に、まず行政として当然前回否決したことによって、管理者であります町長は、広域行政組合の中でいろいろと具申をいただいております。そういった中で、もう広域行政の養護特別老人ホームにつきましては、役割が終わったかのような表現をされているわけでございますけれども、かえって社会経済情勢の昨今を見ますと、ますますこれからの方がこれらの役割というのは大きく各市町村に被さってくることは間違いわけです。要は従来までもこれが潤沢に運営されてきたことにつきましては、構成市町村がそれぞれの負担を余儀なくされて負担をし、継続したというようなこととございまして、これらの制度、養護老人ホームの制度そのものも非常に歴史が長いわけとございまして、これも一般財源化したというようなことで、それぞれの市町村の負担も苦慮されている現況にあるわけとしまして、この際、民営化したとしても営業コストは措置費そのものが非常に従来と同じだというような、現在では介護保険に伴いまして特老だ、老健だ、あるいはデイサービスだというふうな需要が横行してございます。こういったものは、ちゃんとした保険制度の中から1人当たりの給付費が決まっております、それらに端を発しまして当然運営も特別養護老人ホームよりも潤沢に経営されている現況にあるわけとございまして、我々はここで解散をして民間に移譲したとしても、そこに余儀なくされますのは、やはり経営コスト削減ということは、いちばんこれは民間の仕事でございまして、そういったことが、そうしたことに對しまして入所者が、あるいはそこに働いております従業員の皆様方の福利厚生が果たしてどれだけ維持されていくのかということになりますと、甚だ疑問な点が多いわけとございまして、ここに町長が提案しておりますように、今後調整会議を開催する。これは事務組合を解散しても今度は調整会議を誕生させて、その中で協議をするということとございまして、矢張り必要な施設には必要な給付金が必要になるわけとございまして、矢張り今後、これで行政の役割が終わったということに理解することなく、こういった国に對し、あるい

は政府に対して給付費を今度かえって増額するような運動の展開を設置町村であればあるがゆえに強力に進めて賛同を得てならないというふうに考えるわけでございまして、そういった今後の方針、あるいは給付費に対します今後の考え方等も明確にしていadakimasenと、当面の課題は解散だ、あるいは規約の変更だけでは済まない問題が今後設置町村にはついて回るわけでございますので、そのこと等につきまして、基本的な理念、あるいは基本的な信念等、あるいは解散しても当町は絶対心配のないような運営形態に、を支援するというふうなお墨付きをいadakimasenと、ますます不安材料につながるのではないかと思いますので、そういった制度改正の運動の先兵にもなっていただきたいというふうに考えてございますので、町長の答弁を頂だい致します。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁いたします。

移譲後についての遺憾のないようにしていけというような質問だと伺いました。これから施設の移譲後につきましては、先ほど提案要旨でも申し上げましたが、広域行政課題はこれからまだまだ続くわけでありますので、とりわけ、今回の運営移譲によります光風園、緑風園の問題につきましても、高齢化社会の中にあっては必要な施設でありますので、関係する2市3町がしっかりとそれらの今後の対応をしていくために、今回のこの連絡調整会議の中にこの項目を挙げて川俣光風園、桑折緑風園ということを入れ、そしてまた、立地町の長からの、に基づき会議を構成する際やっていくんだということでありますので、将来にわたってそういった不安をなく入所者の方が安心して暮らせる、生活できる養護老人ホームのあり方については、一緒になって取り組んでいきたいと、いかなければならないと、そのように思っているところでございます。

また、運営についてでございますが、入所者の不安、あるいはまた職員の方々の不安等がございますけれども、これにつきましても、県の今度は社会福祉法人の方で済生会でやるんでありますが、県の方の監査が入りますが、監査項目の中には入所者の処遇の問題、もう一つは、職員の処遇の問題も監査基準に入っておりますので、そういったことを考えますと、それぞれ今後とも全くもって関係ないというようなことになるのではなくて、公的な県の監査の方がそのようなことについても入りますので、私は大きく崩れることはないんじゃないかというような考えでおります。ただ、今後の運営形態は済生会の方にありますので、その中の基準を準用するものと思っておりますし、ただ、それも県の方の基準に合った対応のされ方だと思っております。また、今後は済生会につきましては、それぞれ特別養護老人ホームも今度取り組みますし、また、養護老人ホームも入ります。今までも必ず入っている方々は、病気のときには済生会さんの方にお世話になっているわけでございますので、今後はより一層予防医療も含めた、健康管理も含めた医療体制につきましては、私は今まで以上に安心してあそこで生活できる環境が整うのではないかと、一体化することによってそのことが確保されるのではないかと、このように思っているところでございます。今後とも大

きな意味での予算獲得運動については、我々も国、県に向けて声を大きくして、町村会なども含めて、構成市町とも一緒になってその運動にも取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、そのように町長の方から具体性には欠ける抽象的な表現はあったわけですが、なぜ申し上げたかといいますと、現在ですね、特老、あるいは老健そのものが非常に施設がどんどん乱立してございます。そういった中でそこに働く従業員の皆様方の待遇改善のために定数、あるいは給付費を増額したというようなことがあるわけですが、それが現実では施設の方の、運営の方に吸収されて、全然そこで働いている処遇、あるいは身分ということにつきましては、非常に判断が保護されてないというような現況に直面しているわけですが、非常に辞めていく、あるいは職員が次々変わってしまうというふうな、これは入所者、あるいは運営する方にとっても不利益な問題が生じてまいるわけですが、当然これら養護老人ホーム等々につきましてもそういったこと、県の監査があるからそれでいいんだというようなことじゃなくして、やはり権利、今までの構成されております体制と社会福祉法人の給与体系がそれでいいんだというふうな考えだけじゃなくして、やはり行政も当然給付費は予算化はしなくてはならないわけですが、そういったこととについても増額する場合はもっと良心的に、あるいは制度の改正等も含めて是非それらの保護的な立場に立った行政からの援助、手だてというものを今後とも継続いただきますように強い要望にさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） この議案に関しては最後ですので、何点か具体的なところを確認させていただきたいんですが、まず、連絡検討なんだこの、福島地方広域行政課題検討連絡調整会議の中身がほう化されたんで心配はないんだという町長の提案書の説明でした。課長の提案要旨でも、会議を招集、立地町が求めたら会議を招集することが明記されたんだと、関係市町で確認された。だから、これから正副管理者会議を開いて確認するんだと、こう矛盾する説明をしているんですね。確認したことをなんでもう1回正副管理者会議で確認するのか私は分からないんで、その明記されたというその明確に提案要旨で言うということは、担保が取れているということではないですか。何かの文書でちゃんとあるということじゃないですか。どこかの会議で確認したということが提案要旨の根拠にならずにちゃいけないですよ。どこの会議でいつ決まって、その明記したとか、確認したんだとかというの。そう言うおいて今度正副管理者会議でそれを追認するんだという話は全く矛盾だと思うんですよ。したがって、そこは矛盾でないんですかと、法的にちゃんとどこに行っても説明できる内容になっているんですか、まず1点お聞きをしておきます。

それからですね、議会の意向を受けて大規模改修に当たってはと、こう言うんですよ。議会の意見書に大規模改修しろとはどこにも書かれてないですよ。改築と書か

っている。なんで改築の話が改修にすり替えて議会の意を受けたということになるんですか。改築というのは読んで字のごとく新たに造ることですよ。一部であれ全部であれ新たに造ることを改築というんですよ。改修というのはあるものを修繕することじゃないですか。全然その議会の意見書と言っていることが違うじゃないですか。それでなんで議会の意を受けたことになるのかというのが2点目。

そして、更にですよ、更に議会の意を受けて大規模改修に当たっては、いいですか。共用部分である食堂と厨房にだけ冷房を入れるようにしましたと書かれている。議会でするいろんな場で我々が議論してきたことは、利用者の方々の住んでいる居室含めて全然その狭いし、冷房もないし、これで良いのかということで改築ということを書いてきたわけじゃないですか。なんで食堂と厨房に入るとですよ、議会でその提案してきた改築の問題というのが、厨房に冷房入れたり食堂に冷房を入れるとクリアされたということになるのか3点目。全然言っていることと、この受け止めますと言っているけど、回答していることが、改善策というのが全然違うんじゃないかということ。

それを更に問題なのは4点目、受託法人と確認したと書かれている。広域行政組合で確認したとは書かれてないですよ。受託法人とそのことを確認したと。じゃ、その費用はだれが払うんですか。受託法人が工事費捻出するんですか、その冷房工事費。

それから5点目、さっき町長ね、取引業者と済生会になっても取引業者と今までどおり取引できますという確認しましたというけど、町長と済生会の理事長かだれかと確認したの。広域行政組合の管理者と理事長かだれかと確認したの。文書で交わしたのですか。全然言っていないでしょう。だれが確認してだれがやったかなんて、あとで聞いたって返事来ないと思いますよ。文書にもしてないし、説明資料にも載せてないんだから。それを明らかにしてください。だれとだれがいつ確認して、そういうふうに今までどおり、従前どおり取引業者さんは納入できることになったのか。何月何日、だれとだれが確認したんですか。

最後に、最後の質問は、要は広域組合が解散しても広域課題は残って、養護のサービスはますます重要であると認識しました。だから、検討会議、さっき言ったいつ決まったんだか分からない、明記したと、こう言っているわけでしょう。本当にそのことを認識してですよ、将来も担保することにするのであれば、受託法人との基本協定を結んだ第12条の第2項、立地町には将来負担を求めないと書き入れたわけでしょう、わざわざ議会の意見書を受けて。桑折町と川俣町の議会の意見書を受けて広域行政事務組合が書き加えたわけでしょう。あとから。第2項というのは。そしたら、そのところを書いたらいいじゃないですか、第2項のところ。将来そういうことが起きた場合は、構成市町が今までどおり負担をしてちゃんと面倒を見ますということを受託法人と契約したらいいじゃないですか。そのことをやっておかないで、受託法人には一切求めるなと言っておいて、一切求めるなと基本協定書に判こをついておいて、一方では、そういうことができたときはみんなして集まって話しましょうねと言ったって、全然担保になってないでしょう、町長言ってることが。全く矛盾じゃないですか。そうは思わないのか。なんで第12条の第2項を変えようとしらないのですか。

以上、質問します。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

まず、1 点目であります。福島地方行政課題検討連絡調整会議のこのことについては、これは広域行政組合との川俣町のこの後の、移譲したあとのことについては、しっかりと2 市3 町でそれを持っていかなくちゃならないだろうというようなことも検討してくださいといいましたので、私どももそれは大変重要なことでありますから、今回の骨子の中にそれは明確に位置づけることによって、将来にわたって2 市3 町が今回の行政組合の解散に伴います桑折町、川俣町の養護老人ホームについてもしっかりと対応していくんだと、問題があるときには協議をしていくんだというに位置づけをしたということでございますが、この決め方については、それぞれ各首長、市長、町長さんに直接広域行政組合の方で出向いて話をして理解をいただいて内諾を得たわけであります。内諾を得た後、今度は正副管理者会で承認をいただいて広域行政組合の議会の中で報告をしていくというような手続きになっておりますので、これは内諾を得たことでこの議会に我々が説明を申して上げますので、それはそういう手続きの中でやっているということで、ご理解を賜りたいと存じます。

また、大規模改修について、議会の意向ということは改築なんだけれども、という話が出されました。議会の意見書は改築であります。しかし、改修に当たっては議会の質問等の中では、いわゆる改修後も10 年ぐらいきりもたないんじゃないかと、そういうような話しも出されております。しかし、私たちは、今回の改修で10 年ぐらいきりもたない改修だとは思っておりませんでした。その中で確認をし、いわゆる骨格部分も含めて改修はもっと長持ちする、そのような耐久性のある改修をしていくと。特に外壁等も含めてそういうことの工事についてやっていくんだということを確認しておりますので、議会を出されておりました10 年きりもたないということについては、私はそうじゃなくて、それ以上持つしっかりと改修をしていただくというようなことでの話をやってきてここに確認をしたというような話をしているところでございます。

また、エアコンの問題でありますけれども、こちらの方も改修の計画に入っておりませんでしたけれども、議会の方からも出され、私も現地などを確認してきているのでありますが、昨年、大変暑い日が続いておりました。そういった中であっては、やはりせめて共用部分くらいにはエアコンが欲しいという案が出されておりました。また、議会ではやるんならば居室までもやる必要があるんじゃないかというような指摘もいただいております。そんな中で話をし、これらについては広域行政組合の方で、いわゆる受託する法人という表現使っておりますが、済生会さんの方と話をしてこの共用部分について、じゃ入れていくというようなことの確認をされたので、今回も我々はそれを受けて皆さんの方に報告したところでございます。そういうことでご理解を賜りたいと存じます。（不規則発言あり）

これは広域行政組合の方で確認をしてきております。（不規則発言あり）

これは済生会さん、改修は広域行政組合の方で負担をしてやっていくことでございます。

次に、取引業者の確認でございますけれども、こちらの方も広域行政組合の方で確認をしていただいておりますが、なお、また、私どもの副町長と担当課長の方で済生会さんの方に出向いて、その辺の確認をしてきたところでございます。

次に、このいわゆる契約書の中で立地町には負担を求めないというようなことについては、矛盾がするんじゃないかという話でありますけれども、これは立地町では川俣町だけ、あるいはまた桑折町だけが何かあったとき対応するということになってしまいうという、そういった不安も私は意見の中に出されたとは私は認識をしておりましたので、これはやはり指摘されているとおり、2市3町でしっかりそれを受けてやっていくことが必要じゃないかということで考えて今回それぞれ協議を重ねた結果、2市3町が立地町の求めに応じてそれに対応をしていくということになりましたので、今まで以上に確固たるものに私はなったものと理解をしております。立地している町だけに求めないじゃなくて、それらはみんなでそれをしていくんだということ、よりカバーしたものというような認識で今回このような協議を重ねた結果の会の持ち方になったところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） あのね、町長、答弁になってないと思うんだ、私は聞いててね。まず1番目に、その何月何日に事務局が歩いてどうのこうのという、その内諾をもらったんだという話してますけども、では何月何日にだれが歩いたんですか、事務局として。川俣町にいつ来て、それでいついいと川俣町町長言ったの。桑折町はいつ行ったの。国見はいつ行ったの。そういうことは全然我々には開示されてないじゃないですか。それでその管理者会議をやるということだよ、構成市町の内諾をもらうということは別な話でしょう。同じではないですよ。だって、解散の協議についてだってだよ、地方自治法上は、構成市町の首長の協議をなさないと入っているけど、管理者会議で決めろなんって言っていないでしょう。それは管理者会議は提案するところだから。だから、その都合いいときに、自分らに都合いいような解釈して、その会議いじくってみたり、会議やってみたり、いつ確認したんだとかというやり方はないですよ。だから、管理者会議で確認するんだということは、管理者会議は必要だから言っているんでしょう。後から管理者会議で確認しますということは。構成市町が内諾したということと、管理者会議で決まったということは別な話ですよ、それは。違いますか。だから、そこをはっきりしてくださいというのが二つ目。

で、管理者会議で決まったから、こういう前提だから担保とれたとって提案するんなら分かるけど、管理者会議で議論もしない、なにもしねがな前提にして、だから良くなったでしょうという提案しているわけでしょう、今。おかしいじゃないですか。その矛盾2点目。

あと3点目ね、大規模改修の話と改築の話で、その耐久性がどうの、10年がどうのという話をしましたけど、いちばん議論されたことは耐久性なんて誰も言ってないじゃないですか、だって地震の検査ね、耐震検査した結果、問題ないと出ているというのは明確に何回もずっと言ってますよ。それは。我々も認識してますよ。耐震性上問題ないなんていうのは。問題は、今の特別養護老人ホームあり、養護老人ホームで認められている国が決めた基準の半分にもならないような居住環境の中で、暮らしている利用者の方々がこれから20年も30年もあそこで暮らすんですか。それを建て替えてやるべきでしょうというのが改築するといういちばんの理由だったわけじゃないですか。それがいつの間にか冷房うんぬんかんぬんの話になってしまっているわけでしょう。そしてその冷房だって共ゆうしか入れない。だから、今の10.65という国が決めている基準、これに対して3畳1間で暮らしている今の光風園の利用者の方々の状況、このことの矛盾から改築しろと言っているわけだから、その問題の意識は全然違うんじゃないですかと、論点のすり替えじゃないですかというのが言っておきます。

それから、済生会の今度それね、納品業者との話、副町長と担当課長が行って確認もしてきたんだと言うんだけど、じゃ、何月何日に行って文書で確認してきたのかというの。何月何日行って文書で確認したんですか。それでも町が確認する話ではないでしょう、本来は。それは広域行政事務組合が正式に確認することではないですか。だって、受託するのは、委託するのは広域行政組合ですよ。川俣町じゃないじゃないですか。広域行政組合と済生会さんなり西部病院さんなりがきちんと文書で確認する話じゃないですか。それはやっているんですか。

あと、最後に第12条の第2項の話、もともと第2条を入れたのは、桑折町と川俣町が意見書を出したから入れたんでしょう。桑折町と川俣町には負担かけないから心配するなということにしたからどうですかというのが、もともと広域行政事務組合の議事録を見ればそういう趣旨ですよ。でも、今町長言ったのは違うでしょう。2市3町でみんなして書来も負担するんだということを確認できたから、前向きになったというふうに解釈しているという話でしょう。町長の話はですよ。けども、そんなことはどこにも書かってないんだから、将来10年経って15年経って、あの協定書だけ読んだらば、立地町には負担を求めないと言ってんだから、川俣町長が当時だれになって、その当時だれか分かりませんが、議会議員だっただれやっているか分かりませんが、ここに書かれているんだもの、何も負担することはないんだろうと言われたら終わりじゃないですか。だから、将来に渡って本当に養護サービスも必要だ、広域行政も必要だというんなら、この第12条の第2項を今町長が言ったように書き直して提案するのが筋ではないですかと私は聞いているんです。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、当局の答弁の前に申し上げます。

ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしたいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) それでは、当局の答弁を求めます。

町長。

○町長(古川道郎君) 1番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

まず、1点目であります、この管理者会議の件でございますけれども、これは1月20日の日に私どもも広域行政組合の方との話を詰めさせていただき、そして、1月21日にそれをもってこれは私どもとの話、川俣町からの要望でございますので、それを構成する市長、町長さんの方にも理解をいただくということで21日に行政組合の方で回っていただいて、その内諾を得たということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、耐久性の問題につきましては、それは改築の問題からやっているわけでございますけれども、改築に当たっての検討も協議の中ではしてきているわけでございますけれども、いろいろと面積の問題、予算の問題、時期の問題等も含めて最終的にはこの大規模改修で瑕疵のない状況で移譲するんだというようなことになってきたわけでありまして。しかし、そうなった場合に、じゃ、そのしっかりとした改修をしないとやはり不安じゃないかというようなことが出されてきておることも伺っておりましたので、先ほど申し上げましたような答弁申し上げたその改修もしっかりとした改修をしていくというようなことについて申し入れをし、確認をしたというようなことで申し上げたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、取引業者が引き続きやるということについて、まだ文書、確認等はいたしておりませんが、広域行政組合の方でもその話を済生会の方にし、また私ども地元でございますので、地元の取引されている業者の方もおります。そういった方からも私も直接話も伺っております。そういったことで、じゃ、町としてもそれをやるかということでやったということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、文書の関係、協定書の中でございますけれども、これは立地町に負担を求めないということが入っております。ですから、これを今度は2市3町の中でそれは対応していくんだというようなことでしたわけでありまして。単独の町だけでは対応しきれないということが私はこれから予想されると思います。それは、国の補助金なり県の補助金なり、これから介護制度が更に充実される中で、いろんなことが、新たなことが展開されると思います。予想される以上のことが。ですから、そういった場合には立地町だけじゃなくて、2市3町でそれを対応していく必要性もあるだろうということで、先程来申し上げております連絡調整会議の中にそれを明記したということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 聞けば聞くほど矛盾なんですよね、町長の答弁はね。特に最後のところね。もう1回振り出しからやるけれど、いいですか。1月20日に町長言って21日に組合で歩いて関係市町の、首長の了解もらいましたという話でしょう、内諾もらいましたという話でしょう。それでいいんならば、何も正副管理者会議やることではないでしょうというの。それでいいと言われたから提案しているというんでしょう。今日これ。なら正副管理者なんで必要なんですか。正副管理者要らないじゃないですか。そこでいいと言われたから大丈夫なんだと言ってるなら、正副管理者改めて開く必要ないじゃないですか。それは開く必要があるから開くんでしょう。開くのが正しいと思いますよ、私だって。だから、開いて正副管理者会議でちゃんと確認した上で提案するのが首長の責任じゃないですか。そこでだめだという話だってないことはないんですよ。これ世の中ですから。そんな例は今までだってあるわけだから。だから、その提案する前提条件が整ってないでしょうと、正副管理者会議をあついで開いて追認しなければならないようなことであれば、それを開いてから提案するのが筋じゃないですか、そうは思わないんですか。これ3回目の質問。

それからいいですか。瑕疵のない状態というのは、だれが決めるのか。瑕疵のない状態で移行するから大規模修繕するんだと言うんでしょう。だから、瑕疵があるから改築しろと意見書出したわけじゃないですか。今のままではどんなふうに直したって居住面積は変わらないでしょう。1人当たり10.65と国は言っているのに、三疊一間にいるわけでしょう。三疊一人当たりの面積でいるわけでしょう。これでは瑕疵があるでしょう。今済生会さんが造っている、ここに造っているミニ保健だつてミニ特老だつて三疊で一人なんです。そうじゃないでしょう。ちゃんと今の基準面積に合ったもので、町だつて補助金2億円出すわけじゃないですか。一方ではそうやっておいて、一方では光風園の方は構わないんだという、どこにも理屈合わないでしょう、同じ町民の方が入るのに。だから、瑕疵のない状態というのは改築することだというのが議会の意見書じゃないですか。それを冷房を入れればいいんだみたいな話にすり替わって、その冷房も全部入れるならまだ分かるけど、なんで共用部分だけで済むんですか。暖かいときにそれじゃ全部食堂に来て夕涼みするんですか。そんな面積はないんですよ、あそこに。だから、これでなんでいいと言えるのかという、これ町長、自分が立地町の長なんだから、自分も見に行っているんだから、ここを。それで済むか済まないか、本気で考えてみたら結論なんで明らかじゃないですか。

あと最後、第2項の話、本当にそう思うのなら、町長ね、立地町の町長として第2項を変えますという、第2項は書き直しさせますと、今私が答弁したとおりに書き直しさせますということは言えないんですか、立地町の町長として。だつてこれが正しいと言ってんだから、そう解釈したとおりに、解釈するんじゃなくて文書に残したらいいじゃないですか、だれもが分かるように。それが立地町の町長の責任じゃないですか。これが正しいとさつきから答弁しているんだから、だから第2項を変えるということはないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

この確認事項の内諾を得たと、いろんな行政課題に対応していくときには、内諾や何かは必ずあります。それぞれの市長、町長のいろいろ都合もございますので、そういった中であって、それはあとでこの会議の中で承認をしていくことでございますので、それは1番議員も理解されていると思います。今回もそのようなことの中で内諾を得てこの後の議案に、しかも行政と議会の方にもそれは報告していくと。これは前の関係もそういう手続きでやってきておりましたので、今回もそのようなことで改正になってやっていくというようなことでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、大規模改修につきましても、いわゆる今の基準で言えば個室でなくてもいいと、これからやるものについては新たなそのような指摘もあるような対応の仕方になって今造られておりますが、前の基準の中でいけば現在の中でもそれは継続していいんだというようなことの確認もした中で今回の大規模改修に当たり、入所者の皆さん方の健康不安をいただかないような改修をしていくというようなことで、考えた大改修でありますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

エアコン等についても、そのようなことで踏まえていただきたいと思います。

また、2条の関係でございますが、こちらの方につきましても、先程来申し上げておりますが、立地町だけに求めないと、立地町に求めないと。これは広く皆さんでやっていくんだということの私はこれは裏返しでありますので、そのように理解をいただければと思っております。これからいろいろと課題として取り上げる会議を持つことになっておりますので、その中でまたいろんな出てくる問題については対応していくことが出てきますので、そういったことも踏まえながら、今後の養護老人ホームがですね、しっかりと対応し、入っている方が本当に安全安心に、しかも健康で文化的な生活が送られる施設として対応できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 全く町長の答弁を聞いていれば聞いているほど、じゃ、なんで解散の提案するんだと言いたくなるんですよ。とにかく2市3町で今後も一緒にやっていくんだということだけは確かに力強く言ってるんですが、その裏付けとなる根拠、本来、議会へ出すのにぐるぐる回って了解を得たからという出し方というのは、法治国家としては認められない内容ですよ。ちゃんと了解を得たなら合意文書なりなんなりを議会にきちんと出して、こういう裏付けがあるからこれで前よりは良くなったんだと、私は良くなったとは思いませんよ。川俣の議会の意見書というのは、とにかく個室にしてやはり安心して住めるものとして建て替えてくれという要求を出しているわけですから、そのことについても私はこの積立金の問題についても、この規約を改正してでもこれを使って運用したらいいんじゃないのと。確かに今のままではこの金を使うということできないというのは分かりますよ。規約改正を図るんだったら、

もっとそういう努力をしたのかといえはしてないわけでしょう。規約を改正してこの22億7,200万円の金があるわけですから、私らもざっとした三春やなんかの立て替えの状況を見れば、このお金があれば二つの施設建て替え可能なんです。済生会なんかの川俣の佐藤病院の跡に造っているものやなんかの関係を見ても、やろうとすればできることを全然やってないで、雲をつかむような全然、いわゆる行政機関としての確認は何も取ってないもので了解してくれという言い方が今度の議会での提案です。これは本来ですと裏付けがない提案をやって、議会の了解を取るということそのものが私は違法なんじゃないか。まして、2市1町は議決しているんですよ。前の条件で。それを今度川俣で議決を求めている内容というのは別でしょう、また。エアコンを付けるとかなんかというのは、これ全然福島市議会や伊達市議会、国見市議会には何ら諮られていない内容ですよ。これ解散に当たっては、同一議案でちゃんと諮って、それで了解を得るというのが規則ですよ。それを何らやってないでやるというのは、言ってみれば福島市議会や伊達市議会、国見市議会にうそついたということになるわけでしょう。こんな形での議決を求め方というのは、大変問題ですよ。その点についてはっきりさせてもらう。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

内諾を得た件については、これは先ほど1番議員にも申し上げてきておりますけれども、今回のいろいろと将来にわたっての不安やなんかを解消すると、そういった意味でもしっかりと2市3町で対応していくということが求められております。しかし、組合を解散するということが一つのこれは大きなことでありますから、それに代わるものとしてこの場を作るということについて、我々がこの間協議を重ねてきた次第であります。今回3度目のこの内容の変更を見たわけでありましてけれども、この3度目で我々が言っておりました解散はするけれども、そのあともしっかりと光風園なり緑風園については、これは見ていくと。それは立地町として直接立地町には求めないとありますけれども、立地町はやはり立地している町でございますから、いろんな面で介護の問題も含め、これは介護、養護だけでなく特老も含めて高齢者福祉の向上のためのいろんな施策があるわけでありまして、当然これは離れると言いますか、ことはできないと私は思っております。そういった意味で立地町としては、しかし、これは広域でやってきておりますので、やはりしっかりと2市3町でフォローしていただくことがこれは大事だということについては、共通理解をしておりましたので、今回この各市町の方にそのことについての了解はいただいたと、内諾をいただいたということでございます。ですから、先程来、管理者会での話とか出されておりますけれども、それをこの後の管理者会、正副管理者会の中で承認をし、そしてそれを議会に報告するというような手続きありますので、内諾を得ているということは、それぞれの市長、町長の方からの内諾を得ております。ですから、それは手続上の問題でもその点は私は理解いただけるものと思って今回出しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 内諾を得た、内諾を得たと言っているんですが、内諾を得た文書を議会に出してください。恐らくそれぞれの首長がきちんと責任を持つならば、責任を持った了解の文書か何かあるでしょう。口頭でだけ内諾を得たという話はないでしょう。だったら、ちゃんと文書出してください。議長、それを求めます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

内諾をいただきました文書は、皆さんの方に本日お配りをしておりますこの別紙のA3の用紙ですべて確認の内諾をいただいております。それに基づいてやっております。そういうことで内諾ということでございますので、明確になっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○14番（遠藤宗弘君） 議長、議事進行。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） ここは川俣町の最高の議決機関なんです。最高議決機関で名前もなんにもなくてこれで全部内諾を得たということを了解するわけにはいかないんです。内諾を得たとするならば、お互いに正式に文書を交わすなり、議事録なり、そういうものを添付してもらわなければ、内諾を得たなんかいくら言われたって、ただメモ紙を渡して、これで内諾だと、こんなことで町の正式な会議が運営されるということは、今後もあるてはならないことだと思いますし、この文書は、だから広域組合が同じ文章で議決を得るというのが規約上の問題でしょう。その裏付けとしてこれを出されているわけですから、だから、これに対する裏付け文書がないままここで審議はできないと思うんで、議長の下でその内諾を得たという公式なものを明示してもらいたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局は、今の14番議員の要求に対して。

町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問でございますけれども、いろいろと進めるに当たって、その重要案件でございますので、それについては各首長の内諾を得ることが必要でありますから、そういった大事でありますので、その持ち回りで回って内諾を得てきたと、その資料はこのことで内諾を得たということでございますので、私どもはそのような広域行政組合からの報告もいただいておりますから、そういったことの理解の下に今回も提案をしているところでございますので、ご理解を賜りたい。このことがこの後変わるといようなことは、私はない中で出しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、14番議員は、よろしいですか。以上で。

○14番（遠藤宗弘君） よろしいわけではないと思うんですよ。町長は盛んに広域行政組合とか何かと言っているんですが、この文書の発行元というのは、どこにも書いてないんですよ。議会全員協議会資料なんですよ。そうだとすれば、この資料に基づく裏付けがちゃんと出されなければ、メモを出されて議会がこれで了解ですと、町民の

皆さんにそんな無責任な採決の仕方はできないと思うんですよ。このことについては、川俣町の議会というのは非常に苦い経験を持っています。過去のことを言って失礼かも知れないですが、例えば工業団地の契約で、売買契約もきちんと結ばないままに議決だけを求めて、結局は買わないということになった例があるんですよ。だから、私は、町民に責任を持つ立場とすれば、こういう今後、長い目で影響のあるものですから、これは町長はこの先10年町長をやっているという保証は恐らくないと思うんです。だったら、替わるんですよ、みんな。私たちもそんなに長い議員はやってないです。しかし、議会の議決というのは残るんです。だから、きちっとした裏付けを持って議決というのはしなければ、これは町民に対して説明のつかない問題ですし、町長がいくら私が言っているんですから信用してくださいと言われたって、これが前に現にあるわけですから、工業団地で。購入するということで造成までして、結局は買わないということ、買えないということになった例があるわけです。だから、こういう苦い経験があるんで、そういうことの起こらないようにちゃんとした裏付け資料を提示願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問でございますが、これは議会の資料であるが、これは川俣町で出しているわけであります。こちらの方の資料のやつもただいま申し上げているようなことでありますので、私が責任を持ってここに提案をする資料として出しているところでございますので、これは議会の皆さん方に対して、いい案配で出していることではないということをご理解を賜りたいと存じます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、遠藤議員の特別動議とかなんかではないんですが、案に賛成の議員の挙手を願います。

（挙手あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、議会運営委員会を開きたいと思いますので、議運の方は議長室をお願いします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは再開いたします。 （午後5時45分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員長から結果を報告願います。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員長の石河です。ただいま議会運営委員会を開催し協議いたしましたが、その結果、先ほどの町長の内諾を得たとの内容について、その経過を記載した文書の提出を求めることに決定をいたしましたので、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、町長の内諾を得たという関係のその経過を記載した文書の提出を求めたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、暫時休議します。 （午後5時50分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、再開します。 （午後6時45分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 先ほど議長名で当局に提出を求めておりました文書が議長あてに内諾の経過についてということで提出がありましたので、これをただいまより配付いたします。（資料配付）

それでは、議案第4号について質疑を継続いたします。

そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今議案についても、本来的には大幅改修せざるを得ないという状況を組合として認識していて、討議の中では大幅改修ということも討議された内容であります。しかし、それもやらずに22億7,300万円の金をただ分配してしまうと、これは規約改正して運用益でなくて、この原資についても活用することを川俣の議会ではやっているわけですね、既に。川俣の議会では積み立てたものを利息だけではどうにもならないと、運用益だけではだめだということで原資まで取り崩して使っていることは町長自身もよく分かっているはずなんですね。そうだとすれば、このお金を単に分配するということに使うのではなくて、本来的には今現在の基準からすれば非常に狭いところに2人部屋だということで置かれている今の施設を改修すべきだと、全面改修すべきだというのが私たち議会の意思だったわけですから、そういうものに使わずに分配するという議案であれば、これは当然のこととして反対いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに賛成討論はありませんか。

昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 7番 昆でございます。この議案も含めまして、今回の事務組合の解散につきましては、私は賛成の立場でこれまで前議会のときにも意見を申し上げてまいりました。一つには、広域行政に対する国の方針が変更になったこと。それから介護保険法をはじめ高齢者福祉の現場が多様化してきていることなどから、まあやむを得ないだろうということでございました。というようなことを申し上げてまいりました。それと今回、私もう一つ申し上げたいことがございます。是非理解いただきたいと思うんですが、今回の解散によりホームの入所者及び職員の方々が一方的に不利益を被るというふうに考えないで欲しい。と申しますのも、今、この国の置かれている、特に経済的な閉塞感というか、ホームに吹く風も冷たいかもしれませんが、それ以上に世間の風、今国民に吹く風は大変厳しいものがございます。年金高齢者から若者まで目の前の生活不安から、これから将来への不安、そういった閉塞感に満ち

満ちているのでございます。こういったときに、みんながそれぞれに我慢して、また負担し合って支え合いながら、この未曾有の国民の危機を何とかしていい方に持っていかなければならない、そんな中でも国の行財政改革でもありますし、そういったことで、そういったことから私はこの改革もやむを得ないというふうに思っております。また是非そういったこともホームの関係者にも分かっていただけではないかと願いながら、私はこの議案に賛成させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに討論ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 私は、反対をする立場で討論に参加をさせていただきたいと思います。

国全体がその民営化であるとか、あるいは効率化を求めるとか、それはまあそれはそれで時代の流れというか、社会のすう勢でありますから、それはそれで分からないことではありません。しかし、住民の福祉を根本とする自治体の行政が、自治体の長が、それぞれ今まで長年にわたって社会に貢献をしてきた高齢者福祉を守るということは、自治体の首長として当然の責務であります。それが官から民へとか、あるいはコストの問題ですとか、そういったことで切り捨てられていけば、国民は正にどこに鋭気をして生活を守ったり、あるいはその自分の未来を描いていくのか。その一つひとつをきちっと守っていくことこそが地方自治体の責務であります。国にできない細部にわたる細やかなことをきちっとフォローするのが地方自治体の責務であります。その責務を放棄をして、国の流れに沿って単に運用すればいいんだというこの財産処分のある方、組合解散のある方、そういったものが正に社会の閉塞感と不安感を募らせているわけであります。今回の解散に当たっても、先ほどの提案ではすべての働いている人々が済生会と内諾を得たとか言っておりますけれども、その実態は正に働く場所がないがゆえにやむを得ず済生会の誘いに乗って、賃金が4割カットされる、5割カットされる、そういった中でも歯を食いしばって働くしかないんだという、それぞれの置かれている弱い立場の人々、働く人々、あるいはそこに入所している人々の切なる思いが結果として現状を甘んじて受けるしかないという、この現状にあるわけです。その現状をしっかりと踏まえている町長であれば、このような提案はなさらないだろうと思います。この提案をしてくる町長の真意を疑うとともに、住民福祉切り捨ての正に前例となるこういった民営化の財産処分については、私は反対をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 8名）

○議長（佐藤喜三郎君） 着席願います。起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。これをもちまして、平成２３年第２回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（午後６時５３分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議案第 2 号 福島地方広域行政事務組合同規約の変更について

議案第 3 号 福島地方広域行政事務組合の解散について

議案第 4 号 福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 高橋道弘

同 署名議員 高橋真一郎